破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１８５号
埼玉県行田市栄町１番５号、事業所所在地埼玉県行田市行田２番13号
破産者　小林商店ことレディースファッションコバヤシこと　小林　英雄
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３６１号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3483番地13木村アパート６号、旧住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3483番地16　木村アパート６号（旧住所）埼玉県児玉郡上里町大字七本木3663番地３
破産者　丸山　和也
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３３７号
相模原市中央区千代田６丁目12番17―408号
破産者　森田　祐之
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３３８号
相模原市中央区千代田６丁目12番17―408号
破産者　森田　有香（旧姓安井）
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４７４号
北九州市戸畑区中原東３丁目13番45―108号
破産者　梶原　清志
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４４７号
仙台市泉区泉中央１丁目21番地の１　県営七北田住宅109
破産者　遊佐　秀巳
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
宮城県名取市美田園７丁目21番地の11　ｅａｓｅ美田園402号
破産者　鈴木　信一
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
山形県天童市駅西２丁目１番23号、開始決定時の住所山形県東根市神町東２丁目６番60号
破産者　相澤　　勇
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８９号
富山県滑川市中川原145番地
破産者　當流谷洋子
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
富山県高岡市野村223番地１、開始決定時の住所富山県高岡市江尻45番地５
破産者　黒田　政光
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３６号
静岡県富士市江尾186番地の２グラシアス110号、前住所静岡県富士宮市山宮918番地の２
破産者　赤池　一郎
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４５４５号
東京都江東区亀戸３丁目10番20号、開始決定時大阪市天王寺区城南寺町８―20　萱野私織方
破産者　米田　保伸
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９７号
大阪府吹田市内本町３丁目30番15号
破産者　丹羽　晴彦
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１３号
大阪市東成区大今里３丁目４番25号　ファミリーコート大今里102号室、開始決定時大阪市東成区大今里１丁目18―25　カモンハウスＢ２
破産者　角間　　剛
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３４号
大阪市都島区都島南通２丁目６番22号　シャトー京橋　205号
破産者　松永　啓二
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４０号
岡山県都窪郡早島町前潟495番地４　アメニティプラザ早島Ｃ棟202号
破産者　原　　忠司
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部